

中野区地域公共交通サービス実証実験運行事業仕様書

1 事業名

中野区地域公共交通サービス実証実験運行事業

2 協定の締結

中野区（以下「区」という。）は、中野区地域公共交通サービス実証実験運行事業（以下「本事業」という。）の事業者として選定された者（以下「運行事業者」という。）とこの仕様書に基づく運行協定書を締結する。

3 運行主体及び費用負担

運行主体は運行事業者とし、道路運送法による一般旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行い、運行に必要な経費等については全て運行事業者の負担とする。但し、運行経費等（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、その他運送費等）から運賃等の収入を除いた額については、予算の範囲内で区が補助を行う。また、実証実験期間中の車両リース経費についても補助対象とするが、車両購入費に関しては補助対象外とする。

なお、本事業は令和4年度一般会計予算（案）に計上される予定であり、議会の議決を得られることを条件として、事業計画を定めるものである。

4 運行期間

運行期間は、令和4年10月当初から令和5年3月中旬頃までの6か月程度を基本とする。但し、運行に関する関係者調整等が必要となるため、詳細は事業者決定後に協議により定める。

5 業務内容

運行事業者は、運行許可取得前の事前準備も含め、本事業に必要な一切の業務を行うことを基本とし、業務の内容は概ね次に掲げる業務とする。但し、事業者決定後の協定締結時の協議により業務内容を変更・追加することがある。

（1）実証実験の運行計画作成・関係機関等との調整

ア 運行事業者は、企画提案した運行計画について関係者等と協議・調整を行った上で、運行計画、事業運営及び安全管理等について記載した計画書を作成する。

イ 運行事業者は、作成した運行計画に基づき、運行に関する許認可申請に伴う関係機関との協議・調整を行う。

ウ 運行事業者は、令和4年度下半期に運行を開始するため、関東運輸局への運行に係わる許認可申請をはじめ、必要な手続きについて遅滞なく確実に行う。

(2) 運行業務

- ア 運行事業者は、本業務に関する業務責任者を置き、業務責任者は、平常時及び緊急時の連絡や情報伝達が円滑に対応できるよう連絡体制を整備する。
- イ 運行事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第23条に規定する運行管理者を選任する。
- ウ 運行事業者は、乗務員について、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないように配慮すること。
- エ 運行事業者は、乗務員に対し定期的に安全運転等の教習・指示を行う。
- オ 乗務員は、安全運転に努めるとともに、乗客の乗降時の安全確認等を徹底する。

(3) 運賃徴収業務

- ア 乗務員は、乗客の運賃について現金または交通系ICカードにより徴収する。
- イ 運行事業者は、徴収した運賃について集計し記録するとともに、記録した内容及び金銭を適正に管理する。

(4) 車両の確保及び整備点検業務

- ア 運行車両は、運行事業者が運行開始日までに確保する。
- イ 運行事業者は、車内案内機器、料金箱、交通系ICカード関連機器、ドライブレコーダー(車両の前方、後方、車内を撮影できるもの)、乗降カウントシステム(停留所等にて乗車する方と降車する方をカウントし、データとして区に提供できるもの)等の付帯設備を運行車両に設置する。
なお、当該付帯設備は、使用車両の車内構造等を踏まえて、区と協議の上、決定する。
- ウ 運行事業者は、運行車両が本事業で使用されているものと分かるよう車両ラッピングを施す。なお、車両ラッピングのデザイン及び仕様は、区と協議の上、決定する。
- エ 運行事業者は、運行車両に飛散防止パネルや利用者へのマスク着用等の啓発表示などを設置するとともに、定期的に車内の消毒・換気を行い、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を実施する。
- オ 運行事業者は、運行車両の整備点検を定期的に行い、車内が常に良好な状態であるよう清掃を行う。

(5) 運賃収入や乗降人員などの報告業務

- ア 運行事業者は、乗降人員の利用状況について、乗降カウントシステム等により停留所ごとに記録し、月ごとに乗降人員を記録する。
- イ 運行事業者は、毎月の運賃収入及び停留所ごとの乗降人員や日報等を整理した利用状況報告書を作成し、運行月の翌月10日までに区に提出する。また、業務完了後は業務完了報告書を作成し区に提出する。
- ウ 運行事業者は、区が定期報告以外で運行状況や利用状況に関するデータ等の提出

または報告を求めた場合も速やかに状況報告を行う。

(6) 緊急時の処理業務

- ア 運行事業者は、事故等の緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にした緊急時の連絡体制図を作成し、実証実験の計画書に添付する。
- イ 運行事業者は、事故等の緊急事態が発生した場合、速やかに区へ報告するとともに、関係機関への連絡や代替車両の手配など速やかに対応する。
- ウ 運行事業者は、対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、保険の請求に必要な手続き等一切の処理を行う。

(7) 停留所標識等の設置及び維持管理業務

※停留所を設置する場合に限り、適用するものとする。

- ア 運行事業者は、運行計画に基づき停留所及び関連施設を設置する。但し、既存の停留所が活用可能な場合はその限りでない。
- イ 運行事業者は、実証実験の運行期間中において適切に停留所を維持管理する。
- ウ 運行事業者は、実証実験の運行期間の終了と合わせ、設置した停留所を撤去し、設置前の状況に復旧する。但し、運行事業者が実証実験終了後も関係機関等との協議・調整を行い、運行に関する許認可を適正に取得した上で運行を継続する場合はこの限りではない。

(8) その他

- ア 運行事業者は、本事業に関連して区が実施する業務のうち、以下に挙げる項目について協力する。
 - ①中野区交通政策推進協議会、地域公共交通勉強会への資料提供
 - ②試乗会の準備及び運営補助
 - ③本事業に関する地域住民への周知
 - ④運行業務に関連し、区が別途実施する各種調査（0D調査等）業務への協力
- イ 運行事業者は、企画提案において独自で提案した内容が実現できるよう努める。